

開東社会保険ニュース

No. 282

令和4(2022)年8月

10月からの令和4年度最低賃金／公金受取口座登録制度スタート

1. 令和4年度地域別最低賃金

(1) 最低賃金の審議の状況

8月2日に中央最低賃金審議会が出した令和4年度地域別最低賃金額改定の目安は30～31円というものでしたが、その後の地方最低賃金審議会の答申の状況をお知らせします(首都圏のみ)。今後、異議申出に関する手続きを経て決定されます。

都道県名	時間額(現在の額+引上げ額)	都道県名	時間額(現在の額+引上げ額)
東京都	1,072円(1,041円+31円)	茨城県	911円(879円+32円)
神奈川県	1,071円(1,040円+31円)	栃木県	913円(882円+31円)
埼玉県	987円(956円+31円)	群馬県	895円(865円+30円)
千葉県	984円(953円+31円)	山梨県	898円(866円+32円)

上記では群馬が10月8日発効予定で、それ以外は10月1日発効予定です。確定情報を厚生労働省のページで確認してから給与計算などに反映をするようにしてください。

(2) 関連する助成金

最低賃金に対応するための助成金として業務改善助成金がありますが、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げたうえで生産性向上に取り組むことが要件であり、最低賃金に対応するだけでは受給できません。検討する場合には、自社として何に取り組むのがよいのか、早めに内容をご確認ください。

2. マイナンバーと連動した公金受取口座登録制度

(1) 令和4年10月から予定されている公金受取口座登録制度

現在、傷病手当金や出産育児一時金などの給付金を申請する場合には、申請書等に受取先として個人の預貯金口座を記入します。これを、あらかじめ国(デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿)に登録した口座で受け取れる仕組み(公的給付支給等口座登録制度、いわゆる公金受取口座登録制度)が始まります。

厚生労働省の管轄する法令による給付については、令和4年10月から公金受取口座で受け取ることが可能になります。※10月より順次、従来通り預貯金口座の直接記載か、登録済みの口座で受け取るかを選択する記載欄が設けられます。健康保険組合の対応は、直接ご確認ください。

＜公金受取口座で受け取れる代表的な給付の例＞

健康保険法	傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金ほか
労働者災害補償保険法	障害(補償)給付、遺族(補償)年金、傷病(補償)年金ほか
雇用保険法	失業等給付、育児休業給付ほか
国民年金法・厚生年金保険法	老齢年金、障害年金、遺族年金ほか

(2) 公金受取口座で受け取るには

マイナポータルにて預貯金口座を登録することが必要です。マイナポータルではマイナンバーカードが必要となります。詳しくは、マイナポータルの説明をお読みください。

なお、登録の方法はマイナポータルだけではなく、金融機関の窓口等での登録も予定されていますが、こちらは令和5年度下期以降の開始予定とされています。

(3) 公金受取口座の変更は可能か

公金受取口座の変更は随時可能となっており、行政機関は給付の際にデジタル庁の口座情報システムから公金受取口座情報を取得し、支給を行うこととされています。

ただし、事務上の都合により、変更情報の反映・確認までに一定期間を要することもあるようですので、変更後の口座で受け取りたい場合には事前に行政の説明などをよく確認するようにしてください。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/>
Facebook ページ <https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は
禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。 FAX 03-3369-2711